

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[道路局 河川事業課]

事業名
12款 3項 2目
河川整備費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号
9 6
34 4
38 1

令和3年度事業評価書番号
12-3-2
1

(単位:千円)

財源内訳表
区分 金額 国 県
令和3年度 2,559,576 593,071 524,071
補助事業 1,754,214 593,071 524,071
単独事業 805,362 補助率 %
令和2年度 2,350,328 538,738 507,738
増△減 209,248 54,333 16,333

歳出
平成29年度 平成30年度 令和元年度
予事業費 2,272,622 2,337,762 2,352,776
市債+一般財源 1,381,397 1,306,692 1,306,265
決事業費 2,812,448 2,565,596 2,258,903
算市債+一般財源 1,560,913 1,314,071 1,223,503

歳出
令和4年度 令和5年度
予事業費 2,937,160 3,072,760
市債+一般財源 1,660,977 1,683,427

方針に関する決裁種類()
有(年月) (無)

【事業の目的・必要性】

台風や集中豪雨などから河川の氾濫による市民の生命・財産や都市機能を守り、市民の安全・安心を確保するため、早急かつ抜本的に護岸改修を推進する必要があります。
また、河川流域全体における保水・遊水機能を向上させるための流域貯留浸透事業、快適な水辺環境を創造するための周辺環境と調和した河川環境整備事業、河川施設の老朽化対策を図るための河川改良・老朽化対策事業についても推進する必要があります。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

- ① 大規模特定河川事業
事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図ります。
令和3年度は、帷子川、今井川で護岸改修、用地取得等を行います。
② 都市基盤河川改修事業
本市が工事等を施行する一級・二級河川において、時間降雨量50mm対応の護岸改修等を実施し、治水安全度の向上を図ります。
令和3年度は、今井川、帷子川、和泉川ほかにおいて、護岸改修、用地取得等を行います。
③ 準用河川改修事業
本市が管理する準用河川において、時間降雨量50mm対応の護岸改修等を実施し、治水安全度の向上を図ります。
令和3年度は、日野川、舞岡川ほかにおいて、護岸改修、用地取得等を行います。
④ 流域貯留浸透事業
河川流域全体における保水・遊水機能を向上させるため、公共施設の敷地を活用した雨水貯留施設の新設及び既存施設の改良を実施する等、総合的な治水対策を図ります。
令和3年度は、本郷台第一雨水調整池において、既設雨水調整池改良等を行います。
⑤ 河川改良・老朽化対策事業
河川管理施設の老朽化対策として、既存施設の改良や計画的な維持・修繕及び再整備等を推進し、安全・安心なまちづくりを進めます。
令和3年度は、ポンプ排水型遊水地や護岸の長寿命化を図る事業等を行います。

【実績及び今後見込み】

実績表
H29年度実績 H30年度実績 R元年度実績 R2年度見込 R3年度見込 R4年度見込
護岸整備(m) 683 444 364 711 380 482
完成橋梁(橋) 3 4 1 0 1 2
流域貯留施設(箇所) 0 0 0 0 1 1
水辺拠点(箇所) 0 0 0 0 0 0
護岸整備率(%) 89.3 89.4 89.5 89.8 90.0 90.3
用地取得率(%) 92.8 93.1 93.1 93.2 93.3 93.4

【事業費の内訳】

事業費の内訳表
R3年度 R2年度 差引 説明(前年比)
大規模特定河川事業 749,000 0 749,000
都市基盤河川改修事業 1,274,576 2,011,476 △736,900 63%
準用河川改修事業 370,000 198,000 172,000 187%
流域貯留浸透事業 30,000 27,752 2,248 108%
河川環境整備事業 0 12,000 △12,000 0%
河川改良・老朽化対策事業 136,000 101,100 34,900 135%
合計 2,559,576 2,350,328 209,248 109%
国・県 1,117,142 1,046,476 70,666 107%
諸収入 17 △17 0%
市債・一般財源 1,442,434 1,303,835 138,599 111%

【事業開始年度】

都市基盤河川改修事業(S45)/大規模特定河川事業(R02)/準用河川改修事業(S50)/流域貯留浸透事業(S58)
/河川環境整備事業(H17)/河川改良・老朽化対策事業(H26)

【根拠法令】

河川法/市長が施行する河川工事に関する協定(県・市協定)/横浜市下水道条例
/社会資本整備総合交付金要綱(国土交通省事務次官通知)/神奈川県市町村河川事業補助金交付要綱

【根拠とするデータ等】

河川整備計画、宇田川遊水地・鳥山川遊水地長寿命化計画、横浜市河川保全計画

課長 米多満芳 係長 大山敦郎 係 岡賢一郎
本資料は、公正・適正に作成しました。